



鳥取県公報

平成17年1月18日(火)
号外第5号

毎週火・金曜日発行

目 次

公 告 みなと温泉館の指定管理者の募集（企業局総務課）..... 1

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、鳥取県営企業の設置等に関する条例（昭和41年鳥取県条例第37号）第6条第1項及び第3項の規定により設置されたみなと温泉館の管理を法人その他の団体であって県が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることとしたので、当該施設の管理等に関する業務を行う指定管理者を次のとおり公募する。

平成17年1月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 施設の概要

名 称	みなと温泉館（以下「温泉施設」という。）
所 在 地	境港市竹内団地
構 造	温泉館：鉄骨造平屋建
敷 地 面 積	温泉館部分：1,667.75平方メートル 泉源部分：626.19平方メートル
建 築 面 積	温泉館本館：420.75平方メートル ボイラー室：24.16平方メートル
開 館	平成10年5月15日
主な施設内容	温泉館（ボイラー室、男・女浴場（各30人槽）男・女露天風呂（各10人程度）男・女サウナ風呂（各8人程度））、泉源（揚湯量：毎分100リットル）、温泉配管及び駐車場（駐車台数：45台）

2 指定管理者が行う業務

（1）指定管理者が行う業務

指定管理者は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を行うものとする。

ア 温泉施設の施設設備の維持管理及び運営に関する業務

鳥取県みなと温泉館の管理に関する条例（平成16年鳥取県条例第69号。以下「温泉館条例」という。）に基づく温泉施設の施設設備の維持管理及び運営に関する業務（利用者が快適かつ安全に温泉施設を利用できるようにするための施設設備の保守管理及び修繕、泉源の保守管理、温泉配管の洗浄、温泉施設の清掃等）

イ 温泉施設の利用の許可及び利用の制限に関する業務

温泉館条例に基づく利用の許可及び温泉施設からの退去命令

ウ その他温泉施設の運営に関する業務

施設内の案内、衛生環境の確保、火災、盗難等の事故及び事件の防止措置、利用者へのサービスの提供（自動販売機による物品の販売を含む。）並びに施設の利用促進に関すること。

(2) 管理の基準（業務運営の基本的事項）

指定管理者は、次の基本方針及び基本的事項に基づき、温泉施設の適切な管理運営を行うこと。

ア 基本方針

指定管理者は、委託業務の遂行に当たり、県民が広く利用する公の施設としての性格を十分認識し、利用者にとって快適な施設の環境づくり及び温泉施設の利用の促進を目指すこと。

温泉施設の施設設備について、日常又は定期に必要な保守業務及び点検業務を行うとともに、最良の状態を維持し、利用者の安全の確保に努めること。

イ 基本的事項

(ア) 温泉施設の開館時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て決定すること。

ただし、開館時間には、その日の始業及び終業の作業に要する時間は含まない。

(イ) 温泉施設の休館日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て決定すること。

(ウ) 温泉施設の利用の許可について、温泉館条例第5条の規定に基づき、以下のいずれかに該当する場合を除き利用の許可を行うこと。

a 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

b 温泉施設の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。

c 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

d 上記の場合のほか、温泉施設の管理上支障があるものとして、みなと温泉館管理規程（平成10年鳥取県企業局管理規程第3号。以下「管理規程」という。）で定める場合に該当するとき。

(エ) 温泉施設の利用の制限

温泉館条例第6条の規定に基づき、以下のいずれかに該当する者に対して、温泉施設からの退去を命ずることができること。

a 温泉施設の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をする者

b 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食する者

c 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をする者

d 上記のほか、温泉施設の管理上支障があると認められる者として管理規程で定める者

(オ) 温泉施設の利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て決定すること。

(カ) 次に掲げる場合には温泉施設の利用料金を減免するものとし、その旨規定した減免に関する基準を作成して、あらかじめ知事の承認を得るものとする。次に掲げる場合のほか、指定管理者が自らの判断において利用料金の減免を行おうとする場合も同様とする。

a 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者又は精神障害者保険手帳の交付を受けた者が利用するとき。

b 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者が利用するとき。

c 上記の者の介護を行う者が当該介護のために利用するとき。

(キ) 個人情報の保護

指定管理者は、鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第11条第4項で準用する同条第1項から第3項までの規定を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、温泉施設の管理に関し知り得た情報を漏らし、又は管理以外の目的に使用してはならないこと。

(ク) 情報の公開

指定管理者は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号。以下「情報公開条例」という。）第38条第1項の規定を遵守し、温泉施設の管理に関して保有する情報の積極的な公開に努めること。

（3）留意事項

ア 指定管理者が行う委託業務の内容の詳細については、鳥取県みなと温泉館委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）によること。

イ 指定管理者が行う委託業務を一括して第三者に委託することはできない。ただし、委託業務のうち、清掃、警備等一部の業務については、専門の事業者に委託することができる。

3 利用料金の取扱い等

温泉施設の利用に係る料金、自動販売機の設置に係る料金その他の収入（以下「利用料金等」という。）は、指定管理者に自らの収入として収受させるものとする。ただし、指定管理者は、利用料金等のうち、利用料金等の一定割合（100分の10を目安とする。）を乗じて得た金額を県に納入するものとする。

なお、指定管理者は、利用料金等の収入により委託業務を行うこととし、利用料金等の収入の額が委託業務の実施に要する費用の額に達しない場合においても、県はその差額を補填しないものとする。

4 県と指定管理者との責任の分担

県と指定管理者との責任は、原則として次の表の左欄に掲げる項目について同表の右欄に印のついた者が負うものとする。なお、詳細については、県と指定管理者が締結する協定で定める。

項 目		県	指定管理者
温泉施設の設備の 損傷	事故・火災等によるもの	協議事項	
	施設等の管理上の瑕疵に係るもの		
温泉施設の利用者 等への損害賠償	施設等の管理上の瑕疵に係るもの		
	上記以外のもの	協議事項	
温泉施設の改良・ 修繕	消耗品の交換、施設の修繕、設備に係る修繕等		
	施設の構造の改良及び大規模修繕又は設備の改良及び大規模修繕で上記以外のもの		
火災保険の加入			
委託業務に要する経費（上記のうち県の責任分担とされたものを除く。）の負担			

協議事項については、事案の原因ごとに判断する。ただし、第一次責任は、指定管理者が有するものとする。

修繕とは、建築物及び設備の劣化若しくは損傷部分又は機器の性能若しくは機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいい、大規模修繕とは、資産価値の向上又は耐用年数の延長につながるものをいう。

5 指定の期間

指定管理者の指定の期間は、平成17年4月1日から平成20年3月31日までとする。ただし、温泉施設の管理を継続することが適当でないと認めるときは、期間の途中においても指定を取り消すことがある。

6 応募資格等

（1）応募資格

温泉施設の指定管理者に応募することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）とすること。

ア 鳥取県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人等であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、本県から一般競争入札の参加者資格を取り消されていない法人等であること。

ウ 本県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について、指名留保又は指名停止措置を受けていない法人等であること。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた法人等又は民事再

- 生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた法人等でないこと。
- オ 法人等の役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になる活動を行う者でないこと。
- キ 鳥取県税、法人税若しくは所得税並びに消費税及び地方消費税に未納がない法人等であること。
- ク 鳥取県議会の議員、知事、副知事、出納長、指定管理者の候補者の選定の決定に関与する県の職員並びに法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員（監査委員を含む。）が、社長、副社長、代表取締役、専務取締役、常務取締役、理事長、副理事長、専務理事、常務理事その他これらに準ずる役員等に就任している法人等でないこと。

（2）複数の法人等による応募

- 温泉施設のサービスの向上又は委託業務の効率的実施を図る上で必要な場合は、複数の法人等（以下「グループ」という。）が共同して応募することができる。この場合において、次の事項に留意すること。
- ア グループの名称を設定し、グループ内で代表となる法人等を定めること。この場合において、他の法人等は、当該グループの構成団体として扱うこと。なお、代表となる法人等又は構成団体の変更は、原則として認めない。
- イ グループの構成団体間における委託業務に係る経費に関する連帯責任の割合等については、別途協定書で定めること。
- ウ 単独で応募した法人等は、グループによる応募の構成団体となることができないこと。
- エ 複数のグループにおいて、同時に構成団体になることはできないこと。
- オ 8(3)の応募書類エからコまでについては、構成団体ごとに提出すること。

7 募集要項の配布及び説明会

（1）募集要項の配布

ア 配布期間及び時間

平成17年1月18日（火）から同年2月14日（月）までの日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

イ 配布場所

11に同じ。

（2）現地説明会の開催

ア 日 時 平成17年1月24日（月）

イ 場 所 境港市竹内団地255 - 3 夢みなとタワー会議室

ウ 申込方法 法人等の名称、代表者名及び参加希望者（各法人等3名まで）を明記の上、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより、平成17年1月21日（金）までに、11に掲げる場所に申し込むこと。

8 応募の手続

（1）応募書類の受付期間及び時間

平成17年1月24日（月）から同年2月14日（月）までの日（休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

（2）応募書類の提出方法及び提出場所

ア 応募書類の提出方法は、持参又は郵送とすること。

ただし、郵送（原則として書留とする。）の場合は、平成17年2月14日（月）午後5時必着とする。

イ 応募書類の提出場所は、11に同じ。

（3）応募書類

次の書類を提出すること。応募書類の作成及び提出に要する費用は、すべて申請を行う法人等の負担とす

る。なお、様式等各書類の説明については、11に掲げる問合せ先に照会すること。

ア 指定管理者指定申請書

イ 温泉施設の委託業務に関する事業計画書

ウ 温泉施設の委託業務に関する収支計画書

エ 定款若しくは寄附行為及び法人登記簿謄本又はこれらに準ずる書類

オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における当該法人等に係る貸借対照表及び損益計算書その他当該法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類

カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における当該法人等に係る事業報告書その他当該法人等の業務の内容を明らかにすることができる書類

キ 当該法人等の概要を記載した書類（温泉施設の管理運営に配置可能な人員等に関する記述を含む。）

ク 当該法人等の役員名簿

ケ 鳥取県税、法人税若しくは所得税並びに消費税及び地方消費税に未納（納付期限が到来していないものを除く。）がないことを証明する書類

コ 上記提出書類のうち該当のないものについての申立書

(4) 応募書類の提出部数

正本1部及び副本2部（副本は、複写可とする。）

(5) 応募に当たっての留意事項

ア 法人等が提出する事業計画書等の著作権は、提出した法人等に帰属する。ただし、県は、必要な場合において事業計画書等の内容の全部又は一部を使用することができる。

イ 応募書類その他提出された書類は、返却しない。

ウ 応募書類その他提出された書類は、情報公開条例の規定に基づき開示することがある。ただし、個人情報又は法人等の正当な利益を害する情報は、非開示とする。

エ 提出期限後、応募書類その他提出された書類の再提出又は差替えは、原則として認めない。

オ (3)の書類のほか、必要に応じ追加資料の提出を依頼する場合がある。

カ 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号。以下「手続条例」という。）温泉館条例、その他関係法令を承知の上で応募すること。

9 指定管理者の選定方法等

(1) 選定方法

学識経験者等の委員で構成する鳥取県みなと温泉館指定管理（候補）者選定委員会（仮称）（以下「選定委員会」という。）を設置し、選定基準に基づいて総合的に評価して、指定管理者の候補者（以下「指定管理候補者」という。）の選定を行う。

(2) 面接審査等

指定管理候補者の選定に当たっては、8(3)の書類により、応募資格、事業計画書の内容等を審査した後、選定委員会により面接審査を行う。この場合において、面接審査の日時、場所、実施方法等は、応募書類を提出した法人等に別途通知する。

(3) 指定管理候補者の決定等

面接審査の後、選定委員会での審査結果を踏まえ、指定管理候補者を決定する。その結果は、応募書類を提出した法人等に書面で通知するとともに、公表する。

(4) 選定対象の除外等

次のいずれかの場合に該当する法人等は、指定管理候補者の選定の対象から除外する。(3)の決定を受けた指定管理候補者が、当該決定後に次のいずれかの場合に該当することが判明したときは、当該決定を取り消す。

ア 複数の事業計画書を提出したとき。

イ 選定委員会の委員に個別に接触したとき。

ウ 応募書類等の内容に虚偽又は不正があったとき。

エ 応募書類等の受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。

オ 応募書類等の提出後に、事業計画の内容を変更したとき。

カ その他不正な行為があったとき。

10 その他

(1) 様式のダウンロード

7(1)の募集要項は、本県のホームページからダウンロードすることができる。

ホームページアドレス：<http://www.pref.tottori.jp/kigyou/>

(2) 応募書類の内容に関する調査

必要に応じて、応募書類等の内容について、応募者から聴取調査を行う。この場合において、詳細は、後日応募した法人等に連絡する。

11 問合せ先及び応募書類の提出先

鳥取県企業局総務課経営企画室

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目271 (県庁第2庁舎2階)

電話 0857 - 26 - 7444 ファクシミリ 0857 - 22 - 6568

メールアドレス kigyou@pref.tottori.jp